

外国人観光客に対する宿泊役務に関する付加価値税の特例

- 文化体育観光部告示 第2014 - 0016号、2014年4月2日 -

第1条〔目的〕

租税特例制限法（以下、法という）第107条の2および同法施行令（以下、令という）第109条の2の規定と関連して、特例適用観光ホテルの選定および還付窓口運営事業者の還付関連手続などに関して必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2条〔特例適用観光ホテルの指定〕

- ① 令第109条の2第2項による特例観光ホテルの指定を受けようとする者は、次の各号に従って、別紙1号書式による指定申請書、および別紙第2号書式による外国人観光客に供給した客室種類別の宿泊役務による供給価額の平均内訳（以下、「外国人観光客宿泊内訳」という）を添付して文化体育観光部長官に申請し、申請を受けた文化体育観光部長官はこれを指定して告示する。
 1. 2014年4月1日から2014年6月30日までの期間に対して指定を受けようとする場
→ 2013年4月1日から2013年6月30日までの期間の「外国人観光客宿泊内訳」を添付して申請
 2. 2014年7月1日から2014年9月30日までの期間に対して指定を受けようとする場合
→ 2013年7月1日から2013年9月30日までの期間の「外国人観光客宿泊内訳」を添付して申請
 3. 2014年10月1日から2014年12月31日までの期間に対して指定を受けようとする場合
→ 2013年10月1日から2013年12月31日までの期間の「外国人観光客宿泊内訳」を添付して申請
 4. 2015年1月1日から2015年3月31日までの期間に対して指定を受けようとする場合
→ 2014年1月1日から2014年3月31日までの期間の「外国人観光客宿泊内訳」を添付して申請
- ② 新規登録、休業、リモデリングなどで前年同期の宿泊役務の供給実績がなかったり、同一種類の宿泊役務の供給実績がなかったりする場合には、指定を受けようとする期間中の客室種類別の予想供給価額内訳を提出することができる。
- ③ 文化体育観光部長官は、第1項による申請書類の受付業務を韓国観光ホテル協会長または文化体育観光部長官が指定する関係機関に委託することができる。
- ④ 第1項から第3項までに規定した事項以外に特例適用ホテルの指定に関して必要な事項は、文化体育観光部長官が別途に告示するところに従う。

第3条〔特例適用観光ホテルの取り消し〕

文化体育観光部長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特例適用ホテルの指定を取り消すことができる。

1. 外国人観光客に宿泊役務を提供し、外国人観光客に故意に「宿泊役務供給確認書」を交付しなかったとき
2. 関係法令による許可、指定、または登録が取り消されたとき

第3条の2〔外国人観光客に対する宿泊役務の供給範囲〕

令第109条の2第3項の宿泊役務の供給を受けた外国人観光客、および令第109条の2第4項の規定によって付加価値税額の還付を受けることのできる外国人観光客の範囲には、「旅行業を営む者が、旅行の目的地および日程、旅行者が提供されるべき運送や宿泊などのサービスの内容と、その料金などに関する事項を前以て定めた旅行に参加する者（団体旅行者）」は含まれない。

第4条〔還付方法および手続など〕

- ① 文化体育観光部長官が指定して告示した特例適用観光ホテル事業者は、外国人観光客に宿泊役務を提供するときには付加価値税額を含めた価額で供給し、旅券などによって当該外国人観光客の身分を確認した後、に付加価値税の還付手続などを案内しなければならない。
- ② 特例適用観光ホテル事業者は、接客台やインターネットホームページなどに還付特例適用対象のホテルである事実と付加価値税の還付手続などを掲示しなければならない。
- ③ 宿泊役務に対する付加価値税の還付窓口運営事業者が外国人観光客から「宿泊役務供給確認書」の提出を受けたときには（電子的方式の宿泊役務供給確認書の送付を受けた場合を含む）、特例適用観光ホテル事業者に代わって、外国人観光客が宿泊したときに負担した付加価値税に相当する金額を遅滞なく外国人観光客に還付しなければならない。この場合、その付加価値税額相当額から、還付にともなう諸費用などであって、還付窓口運営事業者が国税庁長の承認を得た金額を控除することができる。国税庁長の承認を受けるためには、還付窓口運営事業者は文化体育観光部長官に承認を申請する。また、文化体育観光部長官は、第6条第1項第1号の関連要件を検討して控除金額が適正である場合、国税庁長に承認を要請する。

第5条〔宿泊役務提供確認書〕

令第109条の2第3項による「宿泊役務供給確認書」は別紙第3号書式に従う。但し、必要なときには、国税庁長が認定する還付伝票（情報通信網を利用して伝送する電子文書を含む）に従うことができる。

第6条〔還付窓口運営事業者の指定および取り消し〕

- ① 文化体育観光部長官は、「外国人観光客などに対する付加価値税および個別消費税の特例規定」第5条の2によって還付窓口運営事業者に指定された者のうち、次の各号の要件を充足する事業者を選定して国税庁長に指定するように要請し、国税庁長は当該事業者を令第109条の2による還付窓口運営事業者に指定する。

1. 還付時における1件当りの控除金額
 2. 当該事業に必要な資力と信用があるかどうか
 3. 還付に必要な人員および施設を具えているかどうか
 4. 観光客が利用するための便利さを具えているかどうか
 5. その他、文化体育観光部長官が制度を円滑に施行するのに必要であると判断して別途に公告する事項
- ② 国税庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、還付窓口運営事業者の指定を取り消すことができる。
1. 関係法令による許可、指定、または登録が取り消されたとき
 2. 第1項の規定による指定要件に該当しなくなったとき
 3. 還付窓口運営事業者が当該事業を行わなくなった場合
 4. 還付窓口運営事業者が指定の取り消しを要請した場合

第7条〔還付場所〕

- ① 還付窓口運営事業者は、出国港に所在する関税法第154条による保税区域（以下、保税区域という）内で、外国人観光客に宿泊役務による付加価値税額を還付することができる。但し、外国人観光客の出国如何の確認が可能な場合には、保税区域外の地域でも還付することができる。
- ② 第1項但書によって保税区域外の地域で付加価値税額を還付する場合、ホテル事業者は電子的方式の宿泊役務提供確認書を還付窓口運営事業者に伝送しなければならない。また、還付窓口運営事業者は当該外国人観光客の出国を担保するために、還付する税額の相当額を限度として担保の提供を要求することができる。

第8条〔還付証明書〕

令第109条の2第5項による還付証明書は、外国人観光客の姓名、宿泊日数、還付税額などが記載されたものであって、国税庁長が認めるもの（情報通信網を利用して伝送する電子文書を含む）でなければならない。

第9条〔価格を上げたかどうかの確認〕

- ① 特例適用観光ホテル事業者は、次の各号による期限までに、別紙第2号書式による「外国金観光客宿泊内訳」、および別紙第4号書式による「宿泊役務還付実績明細書」を文化体育観光部長官に提出しなければならない。
1. 2014年4月1日から2014年6月30日までの期間の分 → 2014年7月15日まで
 2. 2014年7月1日から2014年9月30日までの期間の分 → 2014年10月15日まで
 3. 2014年10月1日から2014年12月31日までの期間の分 → 2015年1月15日まで
 4. 2015年1月1日から2015年3月31日までの期間の分 → 2015年4月15日まで

- ② 文化体育観光部長官は、特例適用観光ホテルが各期間の客室種類別の外国人観光客に対する宿泊料金の平均を前年同期より引上げたかどうかを検証し、その結果を国税庁長に通報しなければならない。
- ③ 文化体育観光部長官は、第 1 項による提出書類の受付業務を韓国観光ホテル協会長または文化体育観光部長官が指定する関係機関に委託することができる。

第 10 条〔付加価値税の控除時の提出書類〕

令第 109 条の 2 第 6 項によって付加価値税の控除を受けようとする特例適用観光ホテル事業者は、令同条第 7 項による申告時に、別紙第 4 号書式による「宿泊役務還付実績明細書」を併せて管轄地方国税庁長に提出しなければならない。

第 11 条〔準用規定〕

外国人観光客に対する宿泊役務に関する付加価値税および付加価値税の還付などに関連して、この告示で特別に規定したものを除いては、付加価値税に関する法令と「外国人観光客などに対する付加価値税および個別消費税の特例規定」で定めるところに従う。

- 以上 -